

**実質化された人・農地プラン**  
(飯田市人・農地プラン 松尾地区農業振興会議作成)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯田市	松尾地区(毛賀エリア)	令和5年3月8日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3,099a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,777a
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	911a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	713a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	282a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0a
(備考)	
③ i は農地所有者アンケートで「10年後の耕作者が家族にはいない」と回答した所有者の所有面積を記載した。 ii は農地所有者アンケートで「10年後に離農」と回答した所有者の所有面積を記載した。	

## 2 対象地区の課題

<p>(1) 都市的な土地利用との近郊の確保 当エリア内の農地には農振法による農用地区域の指定がなく、又用途地域に指定されている土地もある。市街地に近接していることから、住宅等への農地転用の需要がある。一方で当エリアの農地の面積は約31haに及び、都市的な土地利用の需要はその大半を宅地等に転用するまでには至らないことから、将来、農業上の土地利用と都市的な土地利用が混在することが予想される。 したがって、当エリアにおいては、農業上の土地利用と都市的な土地利用の均衡が保たれるよう、あらかじめ将来の農地転用の見込み・意向がある農地を可能なかぎり把握をすることにより、持続可能な形で中心経営体への農地の利用集積・集約化を進めていくことが重要である。</p> <p>(2) 耕作者の減少・農業後継者不足 当エリアの農地には、現在の耕作者に後継者がいない場合が多く、今後縮小や離農の見込み・意向がある耕作者も多い。したがって、遊休農地の発生防止に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 新規就農者の育成・エリア外の農業者の誘致 エリア内の農業の活性化を図るため、エリア内の農業者による経営規模の拡大を優先的に進めたいところではあるが、現状経営規模の拡大の意向がなく、これだけでは将来耕作者が不在となるおそれのある農地を引き受けることは難しい。 については、エリア内の農業者による引き受け希望のない農地については、エリア外の農業者の誘致を進めるとともに、エリア内外の新規就農者の受け入れに取り組む必要がある。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

経営規模の縮小や離農により、現在の耕作者が耕作を継続することのできない農地が発生した場合、農業委員等は、下記の経営体が優先的に引き受けることができるよう貸借又は売買のあっせんを行うこととする。  
現在の耕作者の経営規模の縮小や離農により農地の遊休化が見込まれるため、エリア外の経営体、新規就農者、非農家住民等の多様な担い手による引受けを含め、様々な方法で農地の活用を図っていく。

(参考) 中心経営体

整理番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
2	認農	A	水稲,露地野菜,施設	58 a	水稲,露地野菜,施設	0 a	
4	認農	B	施設野菜	19 a	水稲,露地野菜,施設	0 a	
5	認就	C	柿,リンゴ,モモ	136 a	柿,リンゴ,モモ	0 a	
6	認農法	D	露地野菜	160 a	露地野菜	0 a	
7	到達	E	露地野菜	52 a	露地野菜	0 a	
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
	計	5経営体		425 a		0 a	

※個人名が記載されておりますので、取扱にはご注意ください。公表時には氏名については匿名となります。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

経営規模の縮小や離農により、現在の耕作者が耕作を継続することのできない農地が発生した場合、農業委員等は、下記の経営体が優先的に引き受けることができるよう貸借又は売買のあっせんを行うこととする。  
 現在の耕作者の経営規模の縮小や離農により農地の遊休化が見込まれるため、エリア外の経営体、新規就農者、非農家住民等の多様な担い手による引受けを含め、様々な方法で農地の活用を図っていく。

(参考) 中心経営体

整理番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
2	認農	A	水稲,露地野菜,施設	58 a	水稲,露地野菜,施設	0 a	
4	認農	B	施設野菜	19 a	水稲,露地野菜,施設	0 a	
5	認就	C	柿,リンゴ,モモ	136 a	柿,リンゴ,モモ	0 a	
6	認農法	D	露地野菜	160 a	露地野菜	0 a	
7	到達	E	露地野菜	52 a	露地野菜	0 a	
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
	計	5経営体		425 a		0 a	

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。